

「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」及び「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」における議論に対する意見

令和3年10月  
全国町村会

- 両検討会においては、小規模自治体の対応について多くの意見が示され、全国町村会としても真摯に受けとめている。
- 脱炭素社会の実現は、全ての自治体に取り組むべき課題である。
- また、脱炭素化政策は、今後の地方創生政策との親和性も高く、地域づくりと連動した取り組みが、地域の持続可能性を追求する観点からも重要。
- 一方、温暖化対策は自治体間における関心や取組状況の格差が大きいと感じている。
- このため、温対法の施行や計画策定の支援に際しては、自治体が温暖化対策に積極的に取り組むことができるような仕組みないし動機づけが必要。

(例示)

- ・再エネポテンシャル利活用効果の具体的な内容の明示（「地域脱炭素ロードマップ」本文をより分かりやすく要約・図式化する等）
- ・「何から始めるか」、「どのような手法があるのか」、「どうやって進めるのか」、などについて、分かりやすく、いつでも、何度でも、担当者以外でも学べるポータルサイトの開設。
- ・その際、取組の進捗度合いや形態に応じ、高度化を目指すこともできるよう階層性や多様性を持たせることを検討すべき。
- 広域連携や都道府県による補完は、市町村の調査結果が示すように人的、技術的な助力として、また、日本全体で取組を進めるためにも有効であると考ええる。
- 一方、例えば再エネ発電施設等は、自治体内の特定の地点ないし地区で導入されるものであり、住民理解の促進や合意形成、事業性の判断や将来見通し、リスク管理は当該自治体において最終的な判断がなされるべき。
- このため、自治体が的確な判断ができるよう、研修の充実や関係者間で情報共有できる体制の構築が必要であると考ええる。
- 自治体職員は、専門家になることは難しいが、専門家をうまく活用できる知見を身に着ける必要があり、そのような視点に立った支援が重要であると考ええる。

以上